

独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-4号

平成19年4月1日 一部改正	平成19年12月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正	平成21年4月1日 一部改正
平成21年6月1日 一部改正	平成21年12月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正	平成22年12月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正	平成24年3月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正	平成25年4月1日 一部改正
平成26年1月1日 一部改正	平成26年1月23日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正	平成26年12月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正	平成27年10月1日 一部改正
平成28年3月10日 一部改正	平成28年12月5日 一部改正
平成29年4月1日 一部改正	平成29年12月15日 一部改正
平成30年12月11日 一部改正	令和元年7月17日 一部改正
令和元年12月4日 一部改正	令和2年11月27日 一部改正
令和4年6月13日 一部改正	令和4年12月5日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正	令和5年8月25日 一部改正
令和5年12月5日 一部改正	令和7年3月3日 一部改正
令和7年4月1日 一部改正	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）

第50条の10第2項及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（平成18年規程第2-3号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に所属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、常勤の職員に適用する。ただし、職員就業規則第22条の規定に基づき採用された職員及び非常勤職員の給与については、別に定めるもののほか、この規定を準用する。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、本給とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、超過勤務手当、宿直手当、夜勤手当、寒冷地手当、在宅勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、在宅勤務手当は、その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において、毎

月17日を「支給定日」という。)に、超過勤務手当、夜勤手当及び宿直手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日が次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給定日が日曜日に当たるとき 15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和22年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)にあたるときは18日)
 - (2) 支給定日が土曜日に当たるとき 16日(その日が休日にあたるときは15日)
 - (3) 支給定日が休日かつ月曜日にあたるとき 18日
- 2 通勤手当は、第23条第6項に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。
- 3 寒冷地手当は11月から翌年の毎年3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は6月30日及び12月10日(以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払方法)

- 第5条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

- 第6条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給する場合以外のとき、又はその月の末日まで支給する場合以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立青少年教育振興機構職員勤務時間、休暇等規程(平成18年規程第2-5号。以下「職員勤務時間等規程」という。)第11条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前四項の規定は、管理職手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

- 第7条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第4条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争がある場合はこの限りでない。
- (1) 退職し、又は解雇されたとき
 - (2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

- 第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てる場合
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てる場合
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てる場合
- (4) その他特に必要があると認める場合

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第9条 第27条、第29条、第35条(第36条において準用される場合を含む。)及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、地域手当の月額(扶養手当に係る部分は除く。)、広域異動手当の月額(扶養手当に係る部分は除く。)、特勤手当等の月額(扶養手当に係る部分は除く。)及び寒冷地手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除した額とする。
- 2 前項の1月当たりの所定勤務時間は、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における土曜日並びに日曜日及び職員勤務時間等規程第11条第1項第2号並びに第3号に規定する日の日数を差し引いた日数に1日の所定勤務時間を乗じ、その時間を12で除して得た時間とする。
 - 3 前項の1月当たりの所定勤務時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(端数計算)

- 第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額(第27条及び第29条の規定の適用にあつては、当該規定に定める割合により算出されることとなるそれぞれ勤務1時間当たりの額)に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

- 第11条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本 給

(本給の決定)

- 第12条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定めるところにより、本給表に定める級及び号給により決定する。
- 2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。
 - (1) 一般職員本給表(一)(別表第1)
 - (2) 一般職員本給表(二)(別表第2)
 - (3) 医療職員本給表(一)(別表第3)
 - (4) 医療職員本給表(二)(別表第4)
 - (5) 研究職員本給表(別表第5)
 - 3 各本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格

基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第14条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合のその者の号給の決定については、別に定めるものとする。

(降格)

第15条 職員就業規則第12条の規定により降任したときには、下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させる場合のその者の号給の決定については、別に定めるものとする。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、別に定めるところによりその異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、別に定めるところによりその異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前の直近の人事評価の能力評価及び業績評価の全体評価がある職員の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間におけるその者の勤務成績を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び研究職員本給表の適用を受ける職員であってその職務の級が5級以上である者にあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する級の最高の号給を超えて行うことができない。

4 55歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳。）を超える職員に関する第2項の規定については、同項中「4号給（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員であつてその職務の級が7級以上である者及び研究職員本給表の適用を受ける職員であつてその職務の級が5級以上である者にあつては、3号給）」とあるのは、「0号給」とする。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第19条 管理職手当は、別表第6に掲げる職員に支給する。

2 管理職手当の区分は、別表第6に掲げる職員の区分に応じて、同表の区分欄に掲げる区分と

する。

- 3 管理職手当の月額、別表第6-2に掲げる本給表の別並びに職務の級及び前項の規定による区分に応じて、同表の管理職手当月額欄に掲げる額とする。
- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第34条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「補償法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 管理職手当には、勤務が午後10時から翌日の午前5時までに及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

（扶養手当）

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次の各号に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

- 4 扶養手当の月額は、第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円）とする。

- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 6 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

- 7 扶養手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、

これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 前八項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（地域手当）

第21条 地域手当は、別表第7に掲げる地域に所在する施設等に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、支給地域ごとの支給区分による支給割合を乗じて得た額とする。

3 別表第7に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表第7に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第7に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第7に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から3年を経過するまでの間（以下の各号に定める割合が異動後の支給割合（別表第7に掲げる級地又は割合の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（1） 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に別表第7に掲げる級地又は割合の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

（2） 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（3） 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。）
異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、地方公務員、通則法第2条第4項に定める行政執行法人の職員、又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）から引き続き職員となった者又は第3項に規定する異動に準ずるものとして別に定めるものがあつた者が、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第21条の2 職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日の勤務箇所の所在地と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合で、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過するまでの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に定める区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合になるときにあっては当該再異動等の日以降は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与法適用者等から引き続き職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつた場合は、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前三項の規定により広域異動手当を支給される職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 第24条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が

居住するための住宅（国等から貸与された宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 前五項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満

であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額。ただし、第33条の2第1項の規定により在宅勤務手当を支給される職員のうち1箇月当たりの出勤所要日数が10日に満たない職員にあっては、次に定める額の2分の1の額とする。
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額の合計額とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
- 3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。
 - (1) 勤務箇所を異にして異動した場合
 - (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

- 4 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- （1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
- （2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額
- 7 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 8 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項、第6項及び第7項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 9 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 10 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

- 11 前十項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(単身赴任手当)

第24条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設等に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に次の各号に掲げる距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額)とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

- 3 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、配偶者との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

- 5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第1項又は第3項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 6 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合の支給額の改定について準用する。

- 7 前六項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当

の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(特地勤務手当等)

第25条 離島その他の生活の著しく不便な場所に所在する施設等として、別表第8に定める施設等（以下「特地施設等」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、職員が特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、別表第8の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 本条に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 職員が、施設等を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する施設等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設等又はその移転した施設等が特地勤務施設等又は別表第9に定めるこれらに準ずる施設等（以下「準特地施設等」という。）に該当するときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、当該異動又は施設等の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は施設等の移転の日から3年を経過する際、別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項に規定する異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額の合計額（第4項において「異動等の日の本給等の合計額」という。）に、別表第9-2に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

3 給与法適用者等であつた者から引き続き本給表の適用を受ける職員となつて特地施設等又は準特地施設等に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）、新たに特地施設等又は準特地施設等に該当することとなつた施設等に在勤する職員でその特地施設等又は準特地施設等に該当することとなつた日以前3年以内に当該施設等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前二項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

4 前三項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち、第21条の2の規定により広域異動手当（その支給割合が100分の1を超えるものに限る。）を支給されることとなる職員の当該特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日の本給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、第2項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とする。

(1) 100分の2を超える支給割合 100分の2

(2) 100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1

5 本条に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第27条 職員勤務時間等規程第3条に規定する所定勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超え

てした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、この割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（１） 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

（２） 職員勤務時間等規程第11条に規定する休日（職員勤務時間等規程第13条の規定より代休となった日を含む。）における勤務 100分の135

2 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前二項の規定は、第19条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

第28条 削除

（夜勤手当）

第29条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、第19条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

（宿直手当）

第30条 職員勤務時間等規程第14条第1項の規定による宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,100円を宿直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第27条及び第29条の勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成18年4月1日施行附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、表（1）に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の125を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1） 職制上の段階、職務の級等による加算率

①一般職員本給表（一）適用者

職員の区分	加算率
8級以上の職員	100分の20
7級及び6級の職員	100分の15
5級及び4級の職員	100分の10
3級の職員	100分の5

②一般職員本給表（二）適用者

職員の区分	加算率
5級の職員	100分の10
4級の職員	100分の5
3級の職員（別に定める職員に限る）	

③医療職員本給表（一）適用者

職員の区分	加算率
3級の職員	100分の5
2級の職員（別に定める職員に限る）	

④医療職員本給表（二）適用者

職員の区分	加算率
3級の職員	100分の5
2級の職員（別に定める職員に限る）	

⑤研究職員本給表適用者

職員の区分	加算率
6級の職員	100分の20
5級の職員	100分の15（別に定める職員は100分の20）
4級及び3級の職員	100分の10
2級の職員（別に定める職員に限る）	100分の5

表（2） 職制上の段階、職務の級等による加算率

①一般職員本給表（一）適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
7級以上の職員	一種	100分の25
	二種	100分の15

②研究職員本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
5級以上の職員	一種	100分の25
	二種	100分の15

表（３） 在職期間別支給割合

在職期間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（職員就業規則第 1 5 条第 1 項の規定より休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ）

ロ 刑事休職者（職員就業規則第 1 5 条第 1 項第 2 号の規定により休職にされている職員をいう。以下同じ。）

ハ 停職者（職員就業規則第 4 3 条第 4 号の規定により停職とされている職員をいう。以下同じ。）

ニ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員育児休業に関する規程（平成 1 8 年規程第 2－1 2 号。以下「育児休業規程」という。）第 3 条の規定による育児休業又は同規程第 9 条の 2 の規定による出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ホ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員介護休業に関する規程（平成 1 8 年規程第 2－1 3 号。以下「介護休業規程」という。）第 3 条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ヘ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員自己啓発等休業規程（令和 5 年規程第 2－2 5 号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第 3 条の規定により自己啓発等休業をしている職員

ト 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員配偶者同行休業規程（令和 5 年規程第 2－2 6 号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第 3 条の規定により配偶者同行休業をしている職員

(2) 基準日前 1 月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号のいずれかに該当する職員であった者

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において別に定める者となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

4 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、給与法第 1 9 条の 5 及び第 1 9 条の 6 の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「免職」とあるのは「解雇」と読み替えるものとする。

5 前四項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤勉手当）

第 3 2 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条及び平成 1 8 年 4 月 1 日施行附則第 1 3 項第 5 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前における直近の人事評価の業績評価及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第 4 条第 4 項で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以

内に退職し、又は解雇された職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤務期間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項1号中イ及びロを「休職者（職員就業規則第15条第1項の規定により休職にされている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前四項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（寒冷地手当）

第33条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に、別表第10に掲げる地域に在勤する職員に対し、支給する。

- 2 寒冷地手当の月額は、別表第11に掲げる寒冷地の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。
- 3 第38条の規定の適用を受ける職員の寒冷地手当の月額は、前項の規定にかかわらず前項の規定による額からその半額を減じた額とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在宅勤務手当）

第33条の2 職員就業規則第13条の2で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務手当を支給する。

2 在宅勤務手当の月額は、3,000円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例

（休職者の給与）

第34条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命じられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命じられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され職員就業規則第15条第1項第2号により休職を命じられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号により休職を命じられた場合には、その休職期間中本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70（当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第15条第1項により休職を命じられた場合には、他の規則に別段の定めがない限り、前四項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第35条 育児休業規程第3条の規定による育児休業又は同規程第9条の2の規定による出生時育児休業（以下、この条において「育児休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

（1） 育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。

（2） 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

イ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

（3） 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業等の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

2 育児休業規程第12条の規定による育児部分休業を取得した職員の給与については、第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

第36条 介護休業等規程第3条による介護休業又は第12条の規定による介護部分休業をする職員の給与については、前条の規定を準用するものとする。この場合において、同条第1項各号中「育児休業等」とあるのは「介護休業」と、同条第2項中「育児部分休業」とあるのは「介護部分休業」とそれぞれ読み替えるものとする。

(自己啓発等休業者の給与)

第36条の2 自己啓発等休業規程第3条の規定による自己啓発等休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(配偶者同行休業者の給与)

第36条の3 配偶者同行休業規程第3条に規定による配偶者同行休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間等規程第16条に定める休暇及び同規程第15条の規定により勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかった時間数は、給与の計算期間における全時間数によるものとし、その合計時間数に15分単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(本給の半減)

第38条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、職員勤務時間等規程第21条第1項に定める特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の特定病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。この場合において、第21条の規定による地域手当、第21条の2の規定による広域異動手当、第31条の規定による期末手当及び第32条の規定による勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額、当該半減後の額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第40条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると理事長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(承継職員に係る本給等の決定等)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第24号)附則第2条の適用を受けた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における級及び号給の決定については、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第113号。以下「改正法」という。)附則第6条から第10条までの規定を準用するものとする。

3 承継職員のうち、前項の規定により決定した本給月額が、施行日の前日に受けていた本給月額又は俸給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額又は俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、本給月額及びその差額に相当する額(附則第13項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以降、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)の合計額を本給として支給する。

(1) 平成21年12月1日改正附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

4 前項の規定による本給を支給される職員に関する第19条第2項、第31条第2項、第32条第2項の規定の適用については、それぞれ「本給月額」とあるのは、前項による本給の額とする。

(承継職員に係る諸手当の取扱い)

5 施行日の前日における独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター職員給与規程、独立行政法人国立青年の家職員給与規程(平成13年4月1日独立行政法人国立青年の家規程第18号。以下「青年の家給与規程」という。)又は独立行政法人国立少年自然の家職員給与規則(独立行政法人国立少年自然の家規則第5-1号。以下「少年自然の家給与規則」という。)(以下「旧法人の給与規程等」という。)の規定による諸手当の支給に係る認定等は、施行日において本規程の規定による認定等とみなす。ただし、施行日に本規程の規定による支給要件を具備していない場合はこの限りでない。

(平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

6 平成22年3月31日までの間における次表の左欄に掲げる本規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	該当字句	読替後の字句
第 1 8 条第 2 項	4 号給	3 号給
	3 号給	2 号給
第 1 8 条第 4 項	4 号給	3 号給
	3 号給	2 号給
	2 号給	1 号給
別表第 7	1 0 0 分の 1 8	1 0 0 分の 1 8 を超えない範囲で別に定める割合
	1 0 0 分の 1 5	1 0 0 分の 1 5 を超えない範囲で別に定める割合
	1 0 0 分の 1 2	1 0 0 分の 1 2 を超えない範囲で別に定める割合
	1 0 0 分の 1 0	1 0 0 分の 1 0 を超えない範囲で別に定める割合
	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲で別に定める割合
	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲で別に定める割合

(旧法人の給与規程等の規定による調整手当に関する経過措置)

7 施行日の前日に、青年の家給与規程第 1 1 条第 3 項若しくは第 4 項、又は少年自然の家給与規則第 1 3 条第 3 項の規定による調整手当を支給されていた承継職員（異動の日から 2 年を経過する日が施行日の前日である職員を除く。）については、異動の日から 2 年を経過するまでの間は、第 2 1 条の規定にかかわらず、従前の例により地域手当を支給する。ただし、当該職員の施行日における勤務地域が第 2 1 条に規定する地域手当の支給地域に該当し、かつその地域手当の支給割合が施行日の前日に受けていた調整手当の支給割合以上となるときはこの限りでない。

8 施行日の前日に、旧法人の給与規程等の規定により調整手当（又は特別調整手当）の支給対象地域とされていた地域に勤務していた給与法適用者等が、人事交流により引き続き施行日に機構の職員となった場合は、当該職員には、第 2 1 条の規定にかかわらず、機構の職員のなった日から 2 年を経過するまでの間は、従前の例により地域手当を支給する。ただし、当該職員の施行日における勤務地域が第 2 1 条に規定する地域手当の支給地域に該当し、かつその地域手当の支給割合が施行日の前日の勤務地域の調整手当の支給割合以上となるときはこの限りでない。

9 前二項によるもののほか、旧法人の給与規程等の規定による調整手当に関する経過措置については、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

(施行日に人事交流によって機構の職員となった者の給与の決定について)

1 0 施行日の前日に給与法適用者等であった者が施行日に機構の職員となった場合の当該職員の施行日における級及び号給は、当該職員が新たに給与法適用職員等となった日から引き続き給与法適用者として在職していたものとみなして、改正法附則第 6 条から第 1 1 条までの規程を準

用して決定するものとする。

11 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により本給月額を決定された職員のうち、前項の規定により決定した本給月額が同項の規定により施行日の前日に受けていたとみなされる俸給月額に達しないこととなる職員について準用する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

12 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第31条第2項及び第32条第2項の規定の適用については、第31条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第32条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(55歳を超える職員の給与の減給支給に関する特例措置)

13 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び第19項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第38条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条第1項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項において「本給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（1）から（3）以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（2）の職員の区分に対応する加算率を乗

じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(1)から(3)以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(第31条第2項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額)を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(第31条第2項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表(2)の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (6) 第31条第1項後段及び第34条第1項から第4項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第31条第1項後段 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(第34条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)
- ロ 第34条第1項 前各号に定める額
- ハ 第34条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ニ 第34条第3項 第1号から第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第34条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職員本給表(一)	6 級
研究職員本給表	5 級

14 前項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後の管理職手当の月額、職員給与規程第19条第3項の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下この項及び次項において「減額支給対象職員」という。)の特地勤務手当の月額は、職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 減額支給対象職員であって、職員給与規程第25条第2項に定める日において減額支給対象職員であったもの 職員給与規程第25条第2項に定める日に受けていた本給月

額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日に係る減額基礎額」という。）と現に受ける本給月額額の2分の1に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額」という。）を合算した額に支給割合（同条第2項に定める別表第8の支給割合欄に掲げる割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 減額支給対象職員であつて、職員給与規程第25条第2項に定める日において減額支給対象職員以外の職員であつたもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 減額支給対象職員以外の職員であつて、職員給与規程第25条第2項に定める日において減額支給対象職員であつたもの 勤務することとなった日に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額

16 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日（以下この項において「異動の日等」という。）において減額支給対象職員であつた職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額額は、同条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けていた本給月額に支給割合（同条第2項に定める別表第9-2及び第4項の規定による支給割合をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

17 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第27条、第29条、第35条（第36条において準用される場合を含む。）及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

18 附則第13項の規定が適用される間、第32条第2項後段に定める額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定幹部職員にあっては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

19 附則第13項から前項までに規定するもののほか、特定職員の給与の支給に係る計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

2 管理職手当を支給される職員のうち、この規程による改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第19条第3項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額（平成18年4月1日施行附則第14項の規定が適用される職員にあっては、同項の規定による管理職手当の月額）のほか、新規程第19条第3項の規定に

による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（平成18年4月1日施行附則第14項の規定が適用される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）を、管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に定める経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規程による改正前の職員給与規程第19条に規定する別表第6に掲げる職名に係る同表の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員をいう。第3号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 平成21年12月1日において平成21年12月1日改正附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.83を乗じて得た額

- (2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員をいう。第4号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

- (3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

- (4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降

格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規程別表第6の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

(5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以降に新たに職員となった者を除く） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額

(6) 前号までに掲げるもののほか、施行日以後に給与法適用者等から人事交流等により引き続き新たに職員となった者その他特別の事情があると認められる職員のうち、機構の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号に掲げる職員に準じて別に定める額

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

4 平成20年3月31日までの間においては、新規程第21条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

5 新規程第21条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

（その他）

6 前項までに定めるもののほか、この規程に施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、

職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特勤手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表（一）	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から 8 号給まで
一般職員本給表（二）	1 級	1号給から68号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職員本給表（一）	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から 4 号給まで
医療職員本給表（二）	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
研究職員本給表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで

- (2) 平成21年6月において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

（特勤手当等の支給に関する特例措置）

3 職員給与規程第25条第2項に規定する特設施設等に勤務することとなつた日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特設施設等に勤務することとなつた日に受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

4 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同条第2項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

（その他）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。
(平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第３１条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程平成１８年４月１日施行附則第１３項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、同施行附則第３項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第２４条第２項各号に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（同規程第２６条の規定による手当を含む。）の月額合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表（一）	１ 級	１号給から９３号給まで
	２ 級	１号給から６４号給まで
	３ 級	１号給から４８号給まで
	４ 級	１号給から３２号給まで
	５ 級	１号給から２４号給まで
	６ 級	１号給から１６号給まで
	７ 級	１号給から ４ 号給まで
一般職員本給表（二）	１ 級	１号給から１０８号給まで
	２ 級	１号給から７２号給まで
	３ 級	１号給から６４号給まで
	４ 級	１号給から３６号給まで
	５ 級	１号給から２０号給まで
医療職員本給表（一）	１ 級	１号給から８５号給まで
	２ 級	１号給から７２号給まで
	３ 級	１号給から５６号給まで
	４ 級	１号給から４４号給まで
医療職員本給表（二）	１ 級	１号給から９６号給まで
	２ 級	１号給から８０号給まで
	３ 級	１号給から５６号給まで
	１ 級	１号給から９６号給まで
	２ 級	１号給から７２号給まで

研究職員本給表	3 級	1 号給から 4 0 号給まで
	4 級	1 号給から 2 4 号給まで
	5 級	1 号給から 4 号給まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

(平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)

3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 13 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「施行日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

(特勤勤務手当等の支給に関する特例措置)

4 職員給与規程第 25 条第 2 項に規定する特設施設等に勤務することとなった日が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特設施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額が改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

5 職員給与規程第 25 条第 2 項に規定する特設施設等に勤務することとなった日が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にあるものであって、その日において平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により給与が減額されて支給される職員（以下この項及び附則第 7 項において「仮定減額支給対象職員」という。）に対する同施行附則第 15 項の適用については、同項第 1 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員（平成 22 年 1 月 1 日改正附則第 5 項に定める職員をいう。以下この項において同じ。）」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成 22 年 1 月 1 日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」と、同項第 2 号及び第 3 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

6 職員給与規程第 26 条第 1 項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員に対する同条第 2 項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

7 職員給与規程第 26 条第 1 項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 16 項の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（平成 22 年 1 月 1 日改正附則第 5 項に定める職員をいう。）」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成 22 年 1 月 1 日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」とする。

(その他)

8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整)

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（本給の半減に関する経過措置）

3 この規程の施行の前日から引き続き結核性疾患により勤務しない職員に対する改正後の職員給与規程第38条の規定の適用については、同条第1項中「90日」とあるのは「1年」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第14項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「施行日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（その他）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成23年4月1日（同月2日から平成24年2月29日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（職員給与規程平成18年4月1日施行附則第3項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額（職員給与規程平成18年4月1日施行附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表（一）	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から60号給まで

	4 級	1 号給から 4 4 号給まで
	5 級	1 号給から 3 6 号給まで
	6 級	1 号給から 2 8 号給まで
	7 級	1 号給から 1 6 号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
一般職員本給表 (二)	1 級	1 号給から 121 号給まで
	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 7 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 8 号給まで
	5 級	1 号給から 3 2 号給まで
医療職員本給表 (一)	1 級	1 号給から 8 5 号給まで
	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 8 号給まで
	4 級	1 号給から 5 6 号給まで
医療職員本給表 (二)	1 級	1 号給から 108 号給まで
	2 級	1 号給から 9 2 号給まで
	3 級	1 号給から 6 8 号給まで
研究職員本給表	1 級	1 号給から 108 号給まで
	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 5 2 号給まで
	4 級	1 号給から 3 6 号給まで
	5 級	1 号給から 1 6 号給まで

- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

(平成 24 年 4 月 1 日における号給の調整)

3 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員（同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日において第 18 条第 1 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 24 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給（30 歳に満たない職員については、2 号給）上位の号給とする。

(その他)

- 4 附則 2 項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程の特例)

- 2 この規則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 1

2条第2項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（給与規程平成18年4月1日施行附則第3項の規定による本給を含む。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄及び職務の級欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本 給 表	職務の級	割 合
一般職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
医療職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
研究職員本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から4級まで	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77

3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

特勤勤務手当 当該職員の本給月額に対する特勤勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

特勤勤務手当に準ずる手当 当該職員の本給月額に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

職員給与規程第34条第1項から第4項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニに掲げる規定の区分に応じイからニまでに定める額

イ 第34条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第34条第2項 前項並びに第2項、第3項及び第6項に定める額に、100分の80を乗じて得た額

ハ 第34条第3項 前項並びに第2項及び第3項に定める額に、同条第3項の規定により当外職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第34条第4項 前項並びに第2項、第3項及び第6項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、職員給与規程第27条、第29条、第35条（第36条において準用される場合を含む。）及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給の月額、地域手当の月額（扶

養手当に係る部分は除く。)、広域異動手当の月額(扶養手当に係る部分は除く。)、特地勤務手当等の月額(扶養手当に係る部分は除く。))及び寒冷地手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、職員給与規程附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第6号から第8号並びに第4項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から職員給与規程附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第13項第2号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規程附則第13項第3号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から職員給与規程附則第13項第4号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から職員給与規程附則第13項第5号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2項、第3項及び第6項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2項、第3項及び第6項」と、同号ハ中「前項並びに第2項及び第3項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2項及び第3項」と、第4項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から職員給与規程附則第17項の規定により給与から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

6 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされている額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(特地施設等とされていた施設等に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)

2 改正後の職員給与規程第25条に定めるもののほか、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員給与規程第25条第1項に規定する施設等(以下「特地施設等」という。)とされていた施設等は、平成27年3月31日までの間、特地施設等とする。

3 前項の規定に基づき特地施設等とされた施設等に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該施設等の同日における支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、職員が特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

5 第2項の規定に基づき特地施設等とされた施設等に勤務する職員の職員給与規程第26条第

1 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の職員給与規程第 26 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

(1) 施行日において職員給与規程第 26 条第 1 項に規定する準特地施設等（以下「準特地施設等」という。）に該当することとなった施設等に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）当該施設等を準特地施設等とみなした場合における改正後の職員給与規程第 26 条第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に 100 分の 1 を乗じて得た額に施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 70 を、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 40 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額

(2) 施行日において改正後の職員給与規程別表第 9-2 の備考に掲げる施設等に該当することとなった施設等に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 毎年 1 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間
準ずる手当経過措置基礎額に 100 分の 5 を乗じて得た額に、施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 70 を、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 40 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 前号に定める額

(3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 前号イに定める額

6 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の職員給与規程第 26 条第 2 項に規定する日に受けていた本給及び扶養手当の月額の合計額とする。

7 第 5 項の規定の適用を受ける職員（同項第 1 号及び第 3 号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、施行日から平成 26 年 10 月 31 日までの間は、改正後の職員給与規程別表第 9-2 の備考は適用しない。

（支給割合が下がることとなった特地施設等に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置）

8 施行日における支給割合が施行日の前日における支給割合より下がることとなった施設等に勤務する職員の職員給与規程第 25 条第 1 項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の職員給与規程第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までの間、改正後の職員給与規程第 25 条第 2 項の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該支給割合が下がることとなった施設等に勤務している職員にあっては附則第 3 項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該施設等の同日における支給割合から施行日における支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 70 を、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にあっては 100 分の 40 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該支給割合が下がることとなった施設等に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額を加算して得た額とする。

（準特地施設等とされていた施設等に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

9 施行日の前日において準特地施設等とされていた官署のうち、平成 27 年 3 月 31 日までの間、準特地施設等として指定する施設等に勤務する職員の職員給与規程第 26 条第 1 項の規定に

よる特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の職員給与規程第26条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に勤務している職員にあっては附則第5項の準ずる手当経過措置基礎額に100分の4を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

10 平成25年4月1日(以下「調整日」という。)において31歳以上39歳未満の職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。以下この項において同じ。)のうち、次の各号に掲げる区分に該当する職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする

- (1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)
- (2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)
- (3) 前2号の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員(その他)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月23日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において45歳未満の職員(同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、次の各号に掲げる区分に該当する職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- (1) 調整日において38歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれにおいても第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)
- (2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)
- (3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)

- (4) 前3号の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員
3 附則2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第23条の規定は平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

2 平成27年1月1日における次表の左欄に掲げる本規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第18条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給

(55歳を超える職員の給与の減給支給に関する特例措置)

3 改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第18項の規定の適用については、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(特地勤務手当等の支給に関する特例措置)

4 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額が改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

5 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にあるものであって、その日において平成18年4月1日施行附則第13項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により給与が減額されて支給される職員（以下この項及び附則第7項において「假定減額支給対象職員」という。）に対する同施行附則第15項の適用については、同項第1号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において假定減額支給対象職員（平成26年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。以下この項において同じ。）」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成26年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」と、同項第2号及び第3号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において假定減額支給対象職員」とする。

6 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同条第2項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

7 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある假定減額支給対象職員に対する平成18年4月1日施行附則第16項の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「假定減額支給対象職員（平成26年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。）」と、「受けていた本給月額」とあるの

は「係る本給月額について平成26年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」とする。

(その他)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日から引き続き職員である者の本給月額に関する経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額及びその差額に相当する額（平成18年4月1日施行附則第13項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以降、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額を本給として支給する。

3 前項の規定による本給を支給される職員に関する第31条第2項、第32条第2項の規定の適用については、それぞれ「本給月額」とあるのは、前項による本給の額とする。

(人事交流によって機構の職員となった者の給与の決定について)

4 第2項の規定は、施行日の前日に給与法適用者等であった者が人事交流により引き続き施行日以降に機構の職員となった者であって、その者の受ける本給月額がその者が施行日の前日に機構の職員となったものとした場合に同日に受けることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるものについて準用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

5 平成28年3月31日までの間における地域手当の支給に関する別表第7に定める支給地域における支給割合については、次の表に定めるとおり読み替えるものとする。

支給割合	支給地域
100分の18.5	東京都のうち 特別区
100分の15.5	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 印西市 東京都のうち 武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市 神奈川県のうち 厚木市 大阪府のうち

	大阪市、守口市
100分の 15	茨城県のうち つくば市 千葉県のうち 成田市、袖ヶ浦市 東京都のうち 調布市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市 神奈川県のうち 横浜市、川崎市、鎌倉市 愛知県のうち 刈谷市、豊田市 大阪府のうち 門真市 兵庫県のうち 芦屋市
100分の 14	埼玉県のうち さいたま市、志木市 東京都のうち 八王子市、府中市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市、宝塚市
100分の 13	茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市、東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市、大東市
100分の 12	千葉県のうち 船橋市、浦安市 東京都のうち 立川市 大阪府のうち 吹田市、寝屋川市、箕面市 奈良県のうち 天理市
100分の	神奈川県のうち

10.5	相模原市、藤沢市 三重県のうち 鈴鹿市 大阪府のうち 豊中市 兵庫県のうち 神戸市
100分の10	茨城県のうち 水戸市、土浦市、牛久市 埼玉県のうち 東松山市、朝霞市 千葉県のうち 市川市、松戸市、富津市 東京都のうち 三鷹市、あきる野市 神奈川県のうち 横須賀市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県のうち 大津市、草津市 京都府のうち 京都市、京田辺市 大阪府のうち 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、羽曳野市、東大阪市 兵庫県のうち 尼崎市 奈良県のうち 奈良市、大和郡山市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市
100分の9	茨城県のうち 日立市 千葉県のうち 佐倉市、市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市、知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち

	伊丹市、三田市
100分の7	宮城県のうち 多賀城市 茨城県のうち 龍ヶ崎市 埼玉県のうち 坂戸市 神奈川県のうち 小田原市 愛知県のうち みよし市 大阪府のうち 柏原市、交野市 福岡県のうち 春日市、福津市
100分の6	宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 古河市、ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、越谷市、戸田市、入間市、三郷市 千葉県のうち 茂原市、柏市 神奈川県のうち 三浦郡葉山町 山梨県のうち 甲府市 静岡県のうち 静岡市、沼津市、御殿場市 愛知県のうち 瀬戸市、碧南市 三重県のうち 津市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市、亀岡市 大阪府のうち 岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市 奈良県のうち

	大和高田市、橿原市
1 0 0 分の 5	栃木県のうち 大田原市 群馬県のうち 高崎市 埼玉県のうち 春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、久喜市、比企郡鳩山町、北 葛飾郡杉戸町 千葉県のうち 野田市、東金市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 神奈川県のうち 三浦市、中郡二宮町 長野県のうち 塩尻市 岐阜県のうち 岐阜市 静岡県のうち 磐田市 愛知県のうち 岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、弥富市、西春日井 郡豊山町 三重県のうち 桑名市 滋賀県のうち 彦根市 京都府のうち 向日市、木津川市 大阪府のうち 泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太 子町 兵庫県のうち 明石市 奈良県のうち 香芝市、北葛城郡王寺町 和歌山県のうち 和歌山市、橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町
1 0 0 分の 4	茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市

	埼玉県のうち 羽生市、比企郡滑川町 愛知県のうち 豊川市、田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市
100分の3	北海道のうち 札幌市 宮城県のうち 名取市 茨城県のうち 筑西市 栃木県のうち 鹿沼市、小山市 群馬県のうち 前橋市、太田市 埼玉県のうち 熊谷市 千葉県のうち 八街市 東京都のうち 武蔵村山市 富山県のうち 富山市 石川県のうち 金沢市 福井県のうち 福井市 長野県のうち 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県のうち 大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県のうち 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県のうち 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市 三重県のうち 名張市、伊賀市 滋賀県のうち 長浜市

	兵庫県のうち 姫路市、加古川市、三木市 奈良県のうち 桜井市、宇陀市 岡山県のうち 岡山市 広島県のうち 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 山口県のうち 周南市 福岡県のうち 北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町 長崎県のうち 長崎市
100分の2	茨城県のうち 笠間市、鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市、真岡市 群馬県のうち 渋川市 千葉県のうち 木更津市、君津市 新潟県のうち 新潟市 石川県のうち 河北郡内灘町 山梨県のうち 南アルプス市 長野県のうち 伊那市 岐阜県のうち 各務原市 静岡県のうち 藤枝市 愛知県のうち 常滑市、海部郡飛島村 滋賀県のうち 東近江市 広島県のうち 三原市、東広島市 徳島県のうち 徳島市、鳴門市、阿南市 香川県のうち 坂出市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響を受けるものではない。

(広域異動手当に関する特例)

6 施行日から平成28年3月31日までの間に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第21条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成28年3月10日から施行し、平成28年4月1日より適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条、第19条については平成27年4月1日から適用する。

(改正後の給与規程の施行に伴う給与の支給等の特例)

2 平成18年4月1日施行附則第13項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年4月1日施行附則第2項の規定による本給を支給されるもの(以下「経過措置額支給特定職員」という。)に対する平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定(平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。次項において同じ。)により支給されるべき額(第4号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)が改正前の職員給与規程(平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。以下次項において同じ。)により支給されるべき額(第4号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 本給
- (2) 地域手当(第4号、第5号に該当するものを除く。)
- (3) 広域異動手当(次号から第5号までに該当するものを除く。)
- (4) 職員給与規程第21条の2第4項の規定の適用がある場合における地域手当および広域異動手当(それぞれ第2号、第3号及び第5号に該当するものを除く。)
- (5) 職員給与規程第21条の2第4項及び職員給与規程第26条第4項の適用がある場合における地域手当、広域異動手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- (6) 特地勤務手当
- (7) 特地勤務手当に準ずる手当(第5号に該当するものを除く。)
- (8) 超過勤務手当
- (9) 夜勤手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

- 3 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に係る職員給与規程第37条の規定による給与の減額に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

(その他)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成28年12月5日から施行し、平成29年4月1日より適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条については平成28年4月1日から適用する。

(改正後の給与規程の施行に伴う給与の支給等の特例)

- 2 平成18年4月1日施行附則第13項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であつて、平成27年4月1日施行附則第2項の規定による本給を支給されるもの（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に新规定（平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程（平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。以下次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 本給
- (2) 地域手当
- (3) 広域異動手当
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) 超過勤務手当
- (7) 夜勤手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

- 3 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に係る職員給与規程第37条の規定による給与の減額に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に新規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、新規程第20条第1項のただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から第8項の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあつては3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当

する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第6項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

- 「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- （3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- （4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第7項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上職員等以外の職員から一般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第6項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職

員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新規程第20条第1項ただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から第8項までの規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、第2項第2号」とあるのは「、第2項第2号」と、第6項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上職員等以外の職員から一般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、新規程第20条第1項ただし書並びに第8項第3号及び第5号の規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から8項の規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの」とあるのは「が8級以上及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの」と、「一般（一）8級職員等」とあるのは「一般（一）8級以上職員等」と「第2項第2号」とあるのは「同項第2号」と第6項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる

子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）９級以上職員等から一般（一）９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）９級以上職員等以外の職員から一般（一）９級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）９級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第８項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（一般（一）９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「一般（一）８級職員等が一般（一）８級職員等及び一般（一）９級以上職員等」とあるのは「一般（一）８級以上職員等が一般（一）８級以上職員等」と、同項第６号中「一般（一）８級職員等及び一般（一）９級以上職員等」とあるのは「一般（一）８級以上職員等」と、「が一般（一）８級職員等」とあるのは「が一般（一）８級以上職員等」とする。

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- ７ 平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する新規程第３２条第２項の適用については、同条第２項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」とする。

（その他）

- ８ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第３６条の規定は平成２９年１月１日から適用する。

附 則

（施行期日）

- １ この規程は、平成２９年１２月１５日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第１２条及び第１９条については平成２９年４月１日から適用する。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- ２ 平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する新規程第３２条第２項の適用については、同条第２項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」とする。

（平成３０年４月１日における号給の調整）

- ３ 平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成２７年１月１日において第１８条第１項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成３０年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（その他）

- ４ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条、第19条及び第30条については平成30年4月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 2 平成30年12月に支給する期末手当に関する新規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」とし、勤勉手当に関する新規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条については平成31年4月1日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 適用の日の前日において改正前の職員給与規程第22条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員（適用の日以降に人事交流により給与法適用者等から引き続き職員となり、同条の規定に相当する規程により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員を含む。）であって、適用の日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、適用の日から令和3年3月31日までの間、改正後の職員給与規程第22条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1） 改正後の職員給与規程第22条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2） 旧手当額から改正後の職員給与規程第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 3 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

（その他）

- 4 平成28年12月5日施行規程附則のうち「平成32年3月31日」とあるのは「令和2年3月31日」と読み替えるものとする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月27日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月13日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から改正前の職員給与規程により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 特定幹部職員 107.5分の15(端数計算)
- 3 前項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条については令和4年4月1日から適用する。
(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。
(その他)
- 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月25日から施行し、令和5年2月24日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条および第19条については令和5年4月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とし、勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。
(その他)
- 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月3日から施行する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条及び第33条第2項については令和6年4月1日から、新規程第31条第2項及び第32条第2項については令和6年12月1日から適用する。
(令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和6年12月に支給する期末手当に関する新規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とし、勤勉手当に関する新規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。
(その他)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 改正後の職員給与規程第20条第2項に定めるもののほか、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員給与規程第20条第2項に規定する扶養親族とされていたものは、令和8年3月31日までの間、扶養親族とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、前項に定める扶養親族のうち配偶者及び子に係る職員給与規程第20条第4項に規定する扶養手当の月額については、次の表に定める額とする。

扶養親族		令和7年度
配偶者	一般職員本給表（一）7級以下	3,000円
	一般職員本給表（一）8級	(支給しない)
子		11,500円

(地域手当に関する経過措置)

- 4 改正後の職員給与規程第21条第1項に定めるもののほか、この規程の施行日の前日において職員給与規程第21条第1項に規定する施設等（以下「地域手当支給施設等」という。）とされていた施設等は、令和10年3月31日までの間、地域手当支給施設等とする。
- 5 施行日から令和8年3月31日までの間、地域手当支給施設等のうち国立赤城青少年交流の家、国立中央青少年交流の家、国立淡路青少年交流の家、国立江田島青少年交流の家、国立信州高遠青少年自然の家、国立曽爾青少年自然の家、国立夜須高原青少年自然の家については、次の表に定める支給割合を適用する。

施設名	支給割合
国立赤城青少年交流の家	3 %
国立中央青少年交流の家	5 %
国立淡路青少年交流の家	2 %
国立江田島青少年交流の家	2 %
国立信州高遠青少年自然の家	2 %
国立曽爾青少年自然の家	2 %
国立夜須高原青少年自然の家	2 %

(その他)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第 1（第 1 2 条関係）

一般職員本給表（一）

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			

39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					

82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								

125		308,500								
-----	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この本給表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第12条関係）

一般職員本給表（二）

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100

35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	

78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		

121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

備考 この本給表は、自動車運転手、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第12条関係）

医療職員本給表（一）

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	188,600	227,400	263,000	281,800
2	190,700	228,700	263,800	282,600
3	192,800	230,000	264,600	283,400
4	194,900	231,300	265,400	284,100
5	196,900	232,500	266,200	284,800
6	198,900	233,600	267,000	285,500
7	200,900	234,600	267,800	286,200
8	202,700	235,600	268,600	287,000
9	204,500	236,700	269,400	287,800
10	206,400	237,900	270,200	288,600
11	208,300	239,200	271,000	289,400
12	210,400	240,500	271,800	290,100
13	212,100	241,800	272,600	290,800
14	214,100	243,100	273,400	291,900
15	216,300	244,400	274,200	293,000
16	218,400	245,600	275,000	294,200
17	220,500	246,800	275,800	295,400
18	221,600	248,000	276,600	296,600

19	222,700	249,200	277,400	297,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000
21	224,900	251,500	279,000	300,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400
23	226,700	253,200	280,800	302,600
24	227,600	254,000	281,600	303,800
25	228,500	254,800	282,400	305,000
26	229,400	255,600	283,300	306,200
27	230,300	256,400	284,200	307,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500
29	232,100	258,000	285,800	309,800
30	233,000	258,800	286,900	311,000
31	233,900	259,600	287,900	312,200
32	234,800	260,400	288,900	313,400
33	235,600	261,200	289,900	314,600
34	236,400	262,000	291,000	315,700
35	237,200	262,700	292,000	316,900
36	238,000	263,500	293,000	318,100
37	238,800	264,400	294,000	319,300
38	239,600	265,200	295,000	320,600
39	240,400	266,000	296,000	321,900
40	241,200	266,800	297,000	323,100
41	241,800	267,600	298,000	324,000
42	242,400	268,400	299,200	325,200
43	243,000	269,200	300,300	326,400
44	243,500	270,000	301,400	327,600
45	244,000	270,700	302,500	328,700
46	244,600	271,500	303,600	329,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700
48	245,500	273,100	305,800	331,600
49	245,900	273,800	306,900	332,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500
51	246,900	275,300	309,100	334,500
52	247,400	276,000	310,200	335,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900
54	248,000	277,400	312,200	336,800
55	248,300	278,100	313,200	337,500
56	248,600	278,800	314,200	338,400
57	248,900	279,500	315,200	339,100
58	249,200	280,200	316,200	339,400
59	249,500	280,900	317,200	339,900
60	249,800	281,500	318,100	340,500
61	250,100	282,100	319,000	341,100

62	250,400	282,800	319,800	341,800
63	250,700	283,500	320,500	342,500
64	251,000	284,100	321,200	343,100
65	251,300	284,700	321,800	343,800
66	251,600	285,400	322,500	344,300
67	251,900	286,100	323,100	344,900
68	252,200	286,700	323,700	345,500
69	252,500	287,300	324,300	345,800
70	252,800	288,000	324,500	346,400
71	253,100	288,700	325,000	346,900
72	253,300	289,300	325,500	347,400
73	253,500	289,900	326,100	347,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900
76	254,300	291,200	327,500	349,300
77	254,500	291,600	328,100	349,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900
79	255,100	292,200	329,000	350,100
80	255,300	292,500	329,500	350,400
81	255,500	292,800	330,000	350,900
82	255,800	293,100	330,400	351,200
83	256,100	293,400	330,600	351,500
84	256,300	293,700	330,900	351,800
85	256,500	293,900	331,300	352,200
86		294,100	331,700	352,500
87		294,300	332,000	352,800
88		294,500	332,300	353,100
89		294,900	332,600	353,500
90		295,100	332,800	353,800
91		295,300	333,200	354,100
92		295,500	333,500	354,400
93		295,900	333,700	354,700
94		296,100	334,000	355,100
95		296,300	334,300	355,500
96		296,600	334,600	355,900
97		296,900	334,800	356,400
98		297,100	335,100	356,800
99		297,300	335,400	357,200
100		297,600	335,600	357,600
101		297,900	335,800	358,100
102		298,100	336,000	
103		298,300	336,400	
104		298,600	336,600	

105		298,900	336,800	
106			337,200	
107			337,600	
108			338,000	
109			338,200	

備考 この本給表は、栄養士の職務に従事する職員に適用する。

別表第4（第12条関係）

医療職員本給表（二）

級	1級	2級	3級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
1	207,700	240,600	281,800
2	209,600	242,800	282,300
3	211,400	245,000	282,800
4	213,100	247,200	283,300
5	214,800	249,400	283,800
6	216,700	250,400	284,300
7	218,500	251,300	284,800
8	220,200	252,200	285,300
9	221,900	253,100	285,800
10	223,900	254,300	286,300
11	225,800	255,400	286,800
12	227,700	256,300	287,300
13	229,600	257,100	287,800
14	231,600	257,800	288,300
15	233,600	258,500	288,800
16	235,600	259,400	289,300
17	237,600	260,500	289,800
18	239,600	261,600	290,300
19	241,700	262,700	290,800
20	243,700	263,800	291,300
21	245,600	264,900	291,800
22	246,800	266,000	292,300
23	248,000	267,100	292,800
24	249,100	268,200	293,300
25	250,200	269,200	293,800
26	251,100	270,300	294,400
27	252,000	271,400	295,200
28	252,900	272,400	296,000
29	253,700	273,400	296,700
30	254,500	274,100	297,500

31	255,200	274,800	298,300
32	255,900	275,500	299,100
33	256,700	276,200	299,800
34	257,500	276,800	300,600
35	258,300	277,300	301,400
36	259,000	277,800	302,100
37	259,700	278,300	302,900
38	260,600	278,900	303,700
39	261,500	279,400	304,500
40	262,300	279,900	305,300
41	263,100	280,300	306,000
42	264,000	280,800	307,000
43	264,800	281,300	308,000
44	265,600	281,800	308,900
45	266,400	282,300	309,800
46	267,100	282,800	310,800
47	267,800	283,300	311,800
48	268,400	283,800	312,700
49	269,000	284,300	313,600
50	269,500	284,800	314,600
51	270,000	285,300	315,600
52	270,400	285,800	316,600
53	270,800	286,300	317,400
54	271,300	286,800	318,400
55	271,800	287,300	319,400
56	272,200	287,800	320,300
57	272,600	288,300	321,200
58	273,000	289,100	322,200
59	273,400	289,900	323,200
60	273,800	290,600	324,100
61	274,200	291,300	325,000
62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300
66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500

74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900
77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200
81	283,600	308,500	346,100
82	284,100	309,400	347,100
83	284,600	310,300	348,000
84	285,100	311,100	349,000
85	285,600	311,900	349,900
86	286,100	312,900	350,700
87	286,600	313,900	351,500
88	287,100	314,900	352,300
89	287,600	315,800	352,900
90	288,100	316,900	353,500
91	288,600	317,900	354,100
92	289,100	318,900	354,700
93	289,600	319,700	355,100
94	290,200	320,400	355,500
95	290,800	321,100	356,000
96	291,400	321,700	356,400
97	292,000	322,200	356,900
98	292,500	322,500	357,300
99	293,000	323,100	357,800
100	293,500	323,700	358,200
101	294,000	324,100	358,500
102	294,500	324,700	359,000
103	295,000	325,300	359,400
104	295,400	325,800	359,700
105	295,800	326,200	360,100
106	296,300	326,700	360,600
107	296,800	327,200	361,100
108	297,100	327,700	361,600
109	297,300	328,100	362,100
110	297,600	328,500	362,600
111	297,800	328,800	363,100
112	298,100	329,100	363,500
113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300

117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		

160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		

備考 この本給表は、看護師及び准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第5（第12条関係）

研究職員本給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
15	208,600	265,100	349,900	395,900		
16	210,400	267,300	350,900	397,400		
17	212,100	269,500	352,000	398,900		
18	213,900	271,900	353,300	400,500		
19	215,700	274,300	354,500	402,100		
20	217,500	276,700	355,700	403,800		
21	219,300	279,000	356,900	405,000		
22	221,100	281,100	358,000	406,400		
23	222,800	283,200	359,100	407,800		
24	224,500	285,200	360,200	409,100		
25	226,200	287,200	361,300	410,400		

26	228,300	289,100	362,300	411,700		
27	230,200	291,000	363,300	413,200		
28	232,100	292,900	364,300	414,700		
29	234,000	294,800	365,200	415,900		
30	235,100	296,300	366,100	417,100		
31	236,200	297,800	366,900	418,700		
32	237,300	299,300	367,700	420,200		
33	238,700	300,800	368,400	421,500		
34	240,200	302,300	369,200	422,900		
35	241,700	303,800	370,000	424,300		
36	243,200	305,200	370,800	425,700		
37	244,700	306,600	371,600	427,100		
38	246,300	307,500	372,400	428,500		
39	247,900	308,400	373,200	429,900		
40	249,500	309,300	374,000	431,300		
41	251,100	310,100	374,800	432,400		
42	252,600	310,600	376,100	433,700		
43	254,100	311,100	377,400	435,100		
44	255,600	311,600	378,600	436,400		
45	257,100	312,100	379,300	437,200		
46	258,400	312,600	380,300	438,000		
47	259,600	313,100	381,100	438,900		
48	260,800	313,600	381,800	439,800		
49	262,000	314,000	382,500	440,600		
50	263,100	314,500	383,200	441,400		
51	264,200	315,000	383,900	442,000		
52	265,300	315,500	384,600	442,800		
53	266,400	315,900	385,200	443,200		
54	267,500	316,400	385,900	443,800		
55	268,500	316,800	386,700	444,300		
56	269,500	317,200	387,500	444,800		
57	270,500	317,600	388,100	445,300		
58	271,200	318,000	388,900			
59	271,800	318,400	389,600			
60	272,400	318,800	390,300			
61	273,000	319,200	390,900			
62	273,600	319,800	391,600			
63	274,200	320,400	392,300			
64	274,800	321,000	393,000			
65	275,400	321,500	393,700			
66	276,000	322,100	394,300			
67	276,600	322,700	394,900			
68	277,200	323,300	395,600			

69	277,800	323,800	396,300			
70	278,500	324,400	396,800			
71	279,200	325,000	397,400			
72	279,900	325,600	398,000			
73	280,500	326,100	398,500			
74	281,200	326,800	399,100			
75	281,900	327,500	399,700			
76	282,600	328,200	400,200			
77	283,200	328,900	400,700			
78	283,900	329,600	401,200			
79	284,600	330,300	401,700			
80	285,200	331,000	402,400			
81	285,800	331,700	402,800			
82	286,500	332,500				
83	287,200	333,200				
84	287,800	333,800				
85	288,400	334,300				
86	289,100	334,800				
87	289,800	335,200				
88	290,400	335,600				
89	291,000	335,900				
90	291,700	336,400				
91	292,400	336,800				
92	293,000	337,200				
93	293,600	337,500				
94	294,300	337,900				
95	294,900	338,300				
96	295,500	338,700				
97	295,800	339,200				
98	296,400	339,700				
99	297,000	340,200				
100	297,500	340,700				
101	298,000	341,200				
102	298,400	341,700				
103	298,800	342,200				
104	299,200	342,700				
105	299,600	343,100				
106	300,100	343,500				
107	300,600	344,000				
108	300,900	344,400				
109	301,100	344,900				
110	301,500	345,300				
111	301,800	345,700				

112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

備考 この本給表は、調査研究業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第19条関係）

職 名	区 分
副理事（理事長の指定する者に限る） 所長	一種
部長	二種
次長 課長（理事長の指定する者に限る） 参事（理事長の指定する者に限る） 広報官（理事長の指定する者に限る） 指導主幹（理事長の指定する者に限る）	三種
課長 参事 広報官 指導主幹 主任研究員	四種

別表第6－2（第19条関係）

本給表	職務の級	区分	管理職手当額
一般職員 本給表(一)	10級	一種	139,300円
	9級	一種	130,300円
		二種	104,200円
	8級	一種	117,100円
		二種	94,000円
	7級	一種	110,600円
		二種	88,500円
	6級	二種	83,100円
		三種	72,700円

	5級	四種	62,300円
		三種	69,400円
	4級	四種	59,500円
		三種	64,800円
		四種	55,500円
	研究職員 本給表	4級	四種 67,200円
		3級	四種 60,900円

備考（１）この表の適用を受ける職員のうち、別表第６に掲げる副理事（理事長の指定する者に限る）および別表第６に掲げる所長のうち複数の施設の所長を兼務する者（以下「兼務所長」という。）の管理職手当額は、この表の額に３０，０００円をそれぞれ加算した額とする。

（２）この表の適用を受ける職員のうち、別表第６に掲げる次長のうち兼務所長が属する施設の次長の管理職手当額は、この表の額に１０，０００円をそれぞれ加算した額とする。

別表第７（第２１条関係）

級地 (支給割合)	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
１級地 (２０％)		東京都：特別区
２級地 (１６％)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
３級地 (１２％)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 静岡県：裾野市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
４級地 (８％)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市

5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市
-------------	---	--

備考 本表は令和6年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日現在の地域による。

別表第8（第25条関係）

施設等名	支給割合
国立沖縄青少年交流の家	100分の12
国立日高青少年自然の家	100分の12

別表第9（第26条関係）

国立乗鞍青少年交流の家
国立阿蘇青少年交流の家
国立立山青少年自然の家
国立信州高遠青少年自然の家
国立曽爾青少年自然の家

別表第9－2（第26条関係）

期間等の区分			支給割合
異動等の日から 起算して4年に 達するまでの間	特施設等	国立沖縄青少年交流の家	100分の6
		国立日高青少年自然の家	100分の6
	準特施設等		100分の4
4年に達した後から5年に達するまでの間			100分の4
5年に達した後			100分の2

備考 国立信州高遠青少年自然の家に勤務する職員には、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間以外の期間は、特設勤務手当に準ずる手当を支給しない。

別表第10（第33条関係）

支給地域（施設等名）	支給地域の区分
北海道上川郡美瑛町（国立大雪青少年交流の家）	1級地
岩手県滝沢市（国立岩手山青少年交流の家）	4級地
福島県耶麻郡猪苗代町（国立磐梯青少年交流の家）	4級地
岐阜県高山市（国立乗鞍青少年交流の家）	4級地
北海道沙流郡日高町（国立日高青少年自然の家）	2級地
宮城県栗原市（国立花山青少年自然の家）	4級地
福島県西白河郡西郷村（国立那須甲子青少年自然の家）	4級地
新潟県妙高市（国立妙高青少年自然の家）	4級地
富山県中新川郡立山町（国立立山青少年自然の家）	4級地
長野県伊那市（国立信州高遠青少年自然の家）	4級地

別表第11（第33条関係）

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円